事　務　連　絡
令和８年 11 月 12 日

関係団体の長　殿

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）

マンション標準管理規約の修正について

マンション標準管理規約は、管理組合がそれぞれのマンションの実態に応じて管理規約を制定、変更する際の参考として、作成、周知しているものであり、これまで、マンションに関する法制度の改正や、マンションを取り巻く情勢の変化等に対応して見直しを行ってきたところです。

令和７年 10 月に改正したマンション標準管理規約について、表現の適正化や区分所有法との整合を図る観点から別添のとおり修正を行いました。

貴団体におかれましては、事業の実施にあたり、今回の修正内容をご理解の上、マンションの管理規約に関係する者に対して修正したマンション標準管理規約を周知いただき、参考として活用されるよう特段のご配慮をお願いします。